

災害時における被災動物及び救護動物が
収容時に死亡した時の死体処理に関する確認書

社団法人横浜市獣医師会（以下、横浜市獣医師会と表記）が収容している災害時における被災動物及び救護動物が死亡した時の死体処理について、次の通り取り扱うものとする。

1. 対象となる被災動物及び救護動物について
災害時における被災動物及び救護動物を横浜市獣医師会が収容中に死亡した時の動物を対象とする。被災動物、救護動物かどうかの判定は横浜市獣医師会の判断による。
2. 死体の回収方法
横浜ペット霊園協会は横浜市獣医師会が指示した場所へ出向いて被災動物、救護動物の死体を無償で回収するものとする。
3. 手続き
死体の回収依頼は電話にて行い依頼文書は作成しない事とする。
4. 処理方法
横浜ペット霊園協会は依頼された被災動物、救護動物の死体を無償で個別に火葬し、遺骨は別途の指示が無い時は横浜市獣医師会に返すものとする。但し、横浜ペット霊園協会で遺骨を預るよう指示があった時はその指示に従うものとする。
5. その他
この確認書に記載のないことについては、横浜市獣医師会と横浜ペット霊園協会とで協議して決定するものとする。

以上の事項について、横浜市獣医師会と横浜ペット霊園協会とは、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成20年 6 月22日

横浜市磯子区西町14-3
社団法人 横浜市獣医師会
会長 越久田 健



横浜市瀬谷区阿久和南2-9-1
横浜ペット霊園協会
会長 神山 孝

